

奈良県在宅歯科医療連携室運営事業について、公募型プロポーザルにより業務受託者を選定するので次のとおり公告します。

令和6年2月26日

奈良県知事 山下 真

## 1 業務概要

### (1) 業務名

令和6年度奈良県在宅歯科医療連携室運営事業委託業務

### (2) 業務の内容

在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口として、在宅歯科医療連携室を設置することにより、住民や在宅歯科医療を受ける者・家族等のニーズに応え、地域における在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制の構築を目的として以下の取組を実施することとし、詳細は委託業務仕様書のとおりとする。

- ① 在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制を構築する観点から、在宅歯科医療連携室を設置すること。
- ② 地域の実情に応じて、在宅歯科医療連携室において、在宅歯科医療の推進及び他分野との連携構築に資する業務を計画的かつ効果的に行うこと。

### (3) 履行期限

令和6年4月1日から令和7年3月31日

### (4) 事業対象地域

奈良県内

### (5) 委託上限額

3,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

ただし、国の交付金等の状況により、契約内容を変更する場合がある。

### (6) 留意事項

本業務は令和6年度奈良県予算の成立を前提としているため、予算成立状況により、契約を行わない場合や委託金額、委託条件等を見直した上で再募集を行う場合がある。

なお、この場合においても、本プロポーザルに要した費用を請求することはできない。

## 2 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 企画提案書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置

要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

(3) 公告日から過去5年以内に、国又は地方公共団体より、在宅歯科医療の推進に係る業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者であること。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 役員等（役員（非常勤を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ② 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったと認められるとき。
- ⑧ 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を報告せず、又は警察に届け出なかったと認められるとき。

### 3 失格事由

提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。

- (1) 2参加資格に示した参加資格が備わっていないとき。
- (2) 企画提案書に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 提出された企画提案書が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 一以上の評価項目についての記載がなかったとき。
- (5) 委託上限額を超える見積書が提出されたとき。

(6) その他不正な行為があったとき。

#### 4 公募型プロポーザル実施要領等の交付場所、交付期間等

##### (1) 交付場所

県のホームページ (<https://www.pref.nara.jp/1650.htm>) からダウンロードすること。  
ただし、事情によりダウンロードできない場合は郵送により交付するので、A4サイズが折らずに入る封筒（角形2号等）に、送付先を記入し、140円切手を貼ったうえで下記まで送付すること。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟3階

奈良県福祉医療部医療政策局 地域医療連携課 医療DX・連携・在宅医療推進係

「令和6年度奈良県在宅歯科医療連携室運営事業委託業務」資料送付希望と明記のこと。

##### (2) 交付期間

令和6年2月26日（月）午前9時～令和6年3月8日（金）午後5時まで

※ただし、ホームページの掲載期間。

※郵送での配布を希望の場合は、令和6年3月1日（金）必着で（1）まで封筒を送付すること。

##### (3) 交付書類

(1) に示す場所において次の書類を交付する。

- ① 参加申込書
- ② 公募型プロポーザル実施要領
- ③ 委託業務仕様書
- ④ 提出様式（様式1～5）及び質問票（様式6）

#### 5 交付資料の提出期限

(1) 質問票 令和6年3月1日（金）午後5時まで

(2) 参加申込書 令和6年3月8日（金）午後5時まで

(3) 企画提案書等 令和6年3月18日（月）午後5時まで

#### 6 最優秀提案者の選定方法

4 (3) 交付書類により交付する公募型プロポーザル実施要領に示すところによる。

#### 7 契約の不締結

受託予定者が2参加資格に係る記載の要件を満たさないものであるときには、受託予定者と契約を締結しないものとする。

## 8 契約の解除

契約締結後、契約者について7契約の不締結に該当する事由があると認められるときは、契約を解除することがある。この場合において、契約者は損害賠償金を納付しなければならない。

## 9 手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 10 その他

詳細は、公募型プロポーザル実施要領等による。

## 11 問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地 奈良県庁主棟 3 階

奈良県福祉医療部医療政策局 地域医療連携課 医療 DX・連携・在宅医療推進係

電話：0742-27-8676（直通） F A X：0742-22-2725

※電子メールにより連絡を行う場合の送付先メールアドレスについては、担当係に電話で問い合わせること。

※FAX又は電子メールにより連絡を行う場合は、電話で到着確認を行うこと。